

社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会  
給与規程

第1章 職員の給与

(目的)

第1条 社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事務局職員(以下「職員」という。)の給与は、この規程の定めるところにより支給する。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は下記のとおりとする。

- ①基本給
- ②管理職手当
- ③扶養手当
- ④住居手当
- ⑤通勤手当
- ⑥時間外手当、休日労働手当
- ⑦賞与（期末手当・勤勉手当）

(基本給)

第3条 職員の基本給は、別表1 沖縄市社会福祉協議会給料表により支給する。

(級別標準職務表)

第4条 職員の勤務について、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表2に定める級別標準職務表のとおりとする。

(初任給の決定)

第5条 新たに職員となった者の職務の級及び号給は次に定める初任給格付区分表による。

学歴免許等	初任給
大学卒	1級 25号
短大・専門卒	1級 15号
高校卒	1級 5号

2 前項の規定にあたって、その者に経験年数等の特別な事情がある場合は、その者に与えられる職務及び学歴、経験、能力に応じて別表3により会長が定める。

(基本給・等級の変更)

第6条 昇格、職種の変更等により現に受けている基本給又は等級を変更する必要がある場合は、現に受けている基本給を上位の級の同額の号給又は直近上位の号給に格付ける。

- 2 降格により現に受けている基本給に変更する必要がある場合は、現に受けている基本給の号給を直近下位の号給に格付ける。
- 3 1項及び2項にかかわらず、会長が必要と認める場合は、号給を別に定めることができる。

(昇給等)

第7条 職員が現に受けている基本給の号給を受けるに至った時から、12月間を下らない期間を優秀な成績で勤務したと評価した時は、4号給上位の号給に昇給させることができる。但し、本会の予算の範囲によっては昇給を延伸もしくは見送ることがある。

- 2 次の各号の一に該当する者については昇給を延伸もしくは見送ることがある。

- ①休職中の者
- ②勤務成績又は勤務能力のきわめて低い者
- ③年間欠勤率20パーセント以上の者
- ④譴責以上の処分を受けた者

## 第2章 手当

(管理職手当)

第8条 管理職手当は事務局長に支給する。

- 2 管理職手当の月額は、44,000円とする。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶

養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の者は扶養家族とすることができない。
  - (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は他の事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
  - (2) そのものの勤労所得、資産所得、事業所得等の合計が年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 6 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合において、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届兼認定簿(様式1号)により会長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
  - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合
- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員になった日、扶養親族がない職員に事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同条の規定による届出にかかるものすべてについてその事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日)をもって終わる。

(住居手当)

第10条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額)とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

- ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 新たに要件を具備するに至った職員は、それを証明する書類を添付して、直ちにその旨を届出書(様式2号)により会長に届け出なければならない。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が前条第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日)をもって終わる。
- 5 住居手当を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項のただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

#### (通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)
- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。)
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(その額が

45,000円を超えるときはその額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を45,000円に加算した額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

自動車等の使用距離	金額
片道 5 km未満	2,300円
片道 5 km以上 10 km未満	5,500円
片道 10 km以上 15 km未満	8,600円
片道 15 km以上 20 km未満	11,800円
片道 20 km以上 25 km未満	15,000円
片道 25 km以上 30 km未満	17,900円
片道 30 km以上 35 km未満	20,900円
片道 35 km以上 40 km未満	23,700円
片道 40 km以上 45 km未満	26,200円
片道 45 km以上 50 km未満	28,200円
片道 50 km以上	30,500円

- 3 通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。
- 4 新たに要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに届出書(様式2号)により届出なければならない。職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
- 5 通勤手当の支給は、職員に新たに第12条の7の職員たる要件が具備されることに至った場合において、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職した場合においては、その者が退職したその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。
- 6 通勤手当は、これを受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であったときは、その日の属する月)から支給額を改定する。支給額の改定については、前項の規定を準用する。
- 7 通勤手当は通勤に係る実費弁償を目的としているため、出勤がない場合は日割し支給する。

(時間外手当)

第12条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に、当日の所定労働

時間を超えて勤務した時間に対して時間外勤務手当を支給する。この場合において、賃金計算期間の時間外労働時間合計に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

- 2 時間外勤務手当の1時間当たりの額は、次の式により計算する。

$$\frac{\text{基本給+諸手当（扶養・住居・通勤手当除く）}}{\text{年間1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25$$

- 3 時間外勤務が午後10時から午前5時までの間の場合の1時間当たりの額は、次の式により計算する。

$$\frac{\text{基本給+諸手当（扶養・住居・通勤手当除く）}}{\text{年間1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.5$$

- 4 2及び3項の額を算定するにあたり、この額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(休日労働手当)

第13条 勤務を予定しない休日及び祝日に勤務を命じられた職員に、勤務した時間に対して休日労働手当を支給する。

- 2 休日労働手当の1時間当たりの額（勤務時間が午前5時から午後10時まで）は、次の算式により計算する。

$$\frac{\text{基本給+諸手当（扶養・住居・通勤手当除く）}}{\text{年間1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.35$$

- 3 休日勤務が午後10時から午前5時までの間の場合の1時間あたりの額は、次の式により計算する。

$$\frac{\text{基本給+諸手当（扶養・住居・通勤手当除く）}}{\text{年間1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.6$$

- 4 2及び3項の額を算定するにあたり、この額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。ただし、本会の経営上の都合やその他やむを得ない

事情が生じた場合は、期末手当を減額又は支給しないことがある。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

なお、期間の算定については次に掲げる期間を除算する。

- (1) 就業規則に規定する休職期間（業務を起因とする休職を除く。）についてはその2分の1の期間
  - (2) 就業規則に規定する出勤停止の期間
  - (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
  - (4) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条の規定により読み替えられた条例第4条の2第1項に規定する算出率をいう。以下同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
  - (5) 育児・介護休業等に関する規則に規定する介護休業の期間
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 職務の級が3級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 期末手当は、6月15日及び12月15日（これらの日が休日にあたる場合その前日。以下「支給日」という。）にそれぞれ支給する。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員
- (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

#### (勤勉手当)

第 15 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、本会の経営上の都合やその他やむを得ない事情が生じた場合は、期末手当を減額又は支給しないことがある。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 100 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 勤勉手当は、6 月 15 日及び 12 月 15 日（これらの日が休日にあたる場合はその前日）にそれぞれ支給する。

5 期間の算定については次に掲げる期間を除算する。

(1) 就業規則に規定する休職期間（業務を起因とする休職を除く。）

(2) 就業規則に規定する出勤停止の期間

(3) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。）として在職した期間

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(5) 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が 30 日

を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 介護短時間勤務の勤務しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(給与の締切日及び支払日)

第 16 条 給与は、毎月末日に締切計算し、翌月 10 日（支払日が休日の場合は、その前日）に支払う。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、昇格等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月までの給与を支給する。

5 第 3 項又は第 4 項の規定により給料を支給する場合の給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として、日割又は時間割によって計算する。

6 職員が給与計算期間の途中において、次の各号のいずれかに該当する場合には、その給与計算期間の給与は、前項同様に日割又は時間割計算により支給する。

(1) 休職を命じられ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 出勤停止を命じられ、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

(3) 本会育児・介護休業等に関する規則に規定する育児休業および介護休業の期間の終了により職務に復帰した場合

7 日割計算とは、給料額を月平均所定労働日数で除する計算をいう。

8 時間割計算とは、給料額を月平均労働時間数で除する計算をいう。

9 職員が欠勤（遅刻、早退及び私用外出を含む。）したときは、その欠勤につき日割計算又は時間割計算により算出した額を給料から控除する。

10 前項の場合において、1円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨てる。

(給与の計算方法)

第 17 条 遅刻、早退および欠勤などにより、所定勤務時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する給与を支給しない。ただし、この規程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

2 前項の場合において、休業した時間の計算は当該給与締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。

3 給与締切期間における給与の総額に1円未満の端数を生じた場合においては、これを1円に切り上げるものとする。

4 給与締切期間の途中において採用又は退職した者に対する当該締切期間における給与は、日割りで計算して支給するものとする。その場合の計算方法は次の計算式による。

(基本給+特殊業務手当+通勤手当)÷年間1ヶ月平均所定労働日数×出勤日数

- 5 欠勤については、前項の日割り計算によって減額する。ただし、別段の定めのある場合はこの限りでない。

(給与の支払方法)

第18条 給与は通貨で直接職員にその全額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、当該職員名義の預金口座へ振込むことが出来る。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 社会保険料
- (4) 雇用保険料
- (5) その他職員代表と書面協定を行ったもの

(非常時払い)

第19条 第16条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは職員の請求により給与支払日の前であってもそれまでの就業に対する給与の額を限度として支給する。

- (1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚、出産、疾病、又は災害を受けたため、あるいは死亡したため費用を必要とするとき。
- (2) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により、1週間以上にわたって帰郷するとき
- (3) その他特に必要と認めるとき

(不就業期間の給与)

第20条 就業規則第32条により休職を命ぜられた期間中における給与は、休職発令日をもって支給しない。

(出勤制限期間中の取扱い)

第21条 就業規則第32条に基づく出勤制限期間中は、給与を支給しない。

(特別休暇等の給与)

第22条 就業規則第27条に定める特別休暇等については、同条第1項(1)～(6)に定めるものは有給として通常の給与を支払う。

### 第3章 退職金

(退職金)

第23条 職員が退職し、又は死亡したときは、退職金を支給する。ただし、次に掲げる者には支給しない。

- (1) 懲戒処分により解職された者
- (2) 勤務年数1年に満たない者

第24条 退職金は、「沖縄市職員の退職手当に関する条例」に準ずることとし、対応する職階は以下の表の通りとする。ただし、平成10年度以降に採用される職員は、本会就業規則第51条を適用する。

市の職階	社協の職名
課長級	事務局長

第25条 本人が死亡した場合は、退職金は、これを遺族に支給する。

附則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月8日施行の社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会給与規程は、これを廃止する。

附則（令和3年6月29日）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附則（令和4年3月17日）

この規程は、令和4年3月17日から施行し、改正後の規程は令和3年4月1日から適用する。

附則（令和4年12月27日）

この規程は、令和4年12月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第14条第2項は令和4年6月1日から、第15条第2項第1号は令和4年12月1日から適用する。

附則（令和5年12月18日）

- 1 この規程は、令和5年12月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、別表1の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年6月と12月に支給する期末手当については、第14条第2項中「100分の125.0」とあるのは、「100分の122.5」とする。
- 3 令和5年6月に支給する勤勉手当については、第15条第2項第1号中「100分の100」とあるのは、「100分の97.5」とし、令和5年12月に支給する勤勉手当については、同項中「100分の100」とあるのは、「100分の107.5」とする。

別表1（第3条関係）

## 沖縄市社会福祉協議会給料表

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
再任用職員以外の 職員	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600

	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900

61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		

	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
再任用職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

別表2（第4条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事
2 級	主事
3 級	1 主任主事 2 係長又は係長級に属する職の職務
4 級	係長又は係長級に属する職の職務
5 級	課長又は課長級に属する職の職務
6 級	事務局長

別表3（第5条関係）

経歴年数換算表

経 歴		換算率
社会福祉事業の 正規職員として 従事していた期間	職務内容が直接関係が あると認められたもの	100/100 以下
	そ の 他 の も の	80/100 以下
社会福祉事業以外に 正規職員として 従事していた期間	職務内容が直接関係が あると認められたもの	80/100 以下
	そ の 他 の も の	50/100 以下
そ の 他	職務内容が直接関係が あると認められたもの	25/100 以下

ただし、経歴換算数が1年未満については、切り捨てるものとする。